

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社 大林組  
(2) 代表者氏名 取締役社長 佐藤 俊美  
(3) 住所 東京都港区港南二丁目15番2号

2 指名停止措置期間 令和8年5月18日～令和8年6月17日  
(1か月)

### 3 事案の概要

当該業者は、同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害について、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、同社及び同社社員2名が、労働安全衛生法違反により、令和8年3月24日付けで鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

### 4 指名停止措置理由

宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）別表第2 18（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止等措置要領別表第2 18>

措置条件	期間
18 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内